

米原市会計年度任用職員（労務作業職員）募集要項

滋賀県米原市会計年度任用職員採用試験を次のとおり行います。

令和8年3月27日

米原市長 角田航也

- 1 採用予定人員 パートタイム会計年度任用職員（労務作業職員（小型建設機械による作業を行う者）） 1人

- 2 勤務条件
 - ① 勤務内容 労務作業（小型建設機械等による市道等の維持管理を行う。）
 - ② 出勤場所 米原市役所本庁舎（米原市米原1016番地）
 - ③ 任用期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
 - ④ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分）
 - ⑤ 勤務日数 年間185日（1週間の勤務日数4日）
 - ⑥ 給与等 日額 9,680円
 - ⑦ 手当 地域手当（一般職員に準じた地域手当相当分）
通勤費（一般職員に準じた通勤手当相当分）
期末手当、勤勉手当（ただし、市の定めによる。）
 - ⑧ 加入保険 共済組合（短期給付・福祉事業適用）、厚生年金および雇用保険
 - ⑨ 休暇 休暇制度あり（ただし、市の定めによる。）
 - ⑩ 勤務を要しない日 土、日曜日および米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に定める休日
 - ⑪ 駐車場 なし（公共交通機関を御利用いただくか、近隣の民間駐車場を御利用ください。）
 - ⑫ 服務 地方公務員法に規定するサービスの規定が適用されます。
 - ⑬ 条件付採用 地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

- 3 受験資格 普通運転免許証（AT限定可）を有していること。
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育以上の修了証を有していること。

4 試験

- ① 日 時 令和8年4月17日（金）午後2時00分から
- ② 場 所 書類審査・口述試験
米原市米原1016番地 米原市役所本庁舎 5階 第3委員会室
実技試験
米原市米原1016番地 米原市役所本庁舎敷地内
- ③ 持 ち 物 採用試験申込書（写真添付のこと）、筆記具、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育以上の修了証
- ④ 方 法 書類審査 採用試験申込書による審査を行います。
口述試験 面接による試験を行います。
実技試験 小型バックホウの基本操作試験を行います。
- ⑤ 服 装 実技試験に適した服装

5 結果発表 令和8年4月24日（金）ごろに内定通知をします。

6 試験申込

- ① 期 間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月16日（木）までの開庁時間中（午前9時00分から午後4時45分まで）に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ② 方 法 申込みは、電話またはファクシミリで受け付けます。
ファクシミリの場合は氏名、連絡先を記入の上、以下へお申し込みください。
米原市役所まち整備部建設課
電 話 0749-53-5143
FAX 0749-53-5138

7 注意事項 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。
<欠格条項>
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

8 問合せ先 米原市役所まち整備部建設課
電 話 0749-53-5143
FAX 0749-53-5138